

リサイクルアイオークション入会参加申込書

申込日 年 月 日

法人名・個人名・店舗名 ※入会金は参加されるときにご持参下さい		入会金 (10,000円(税別))	
住所			
〒			
代表者名			
古物商許可証			
公安委員会許可 第		号	
お振込み先		※当方から振込手数料は差し引きた金額をお振込みいたします	
銀行 / 信用金庫 / 信用組合			
普通 / 当座		口座番号	
支店		口座名	
担当者名	フリガナ		
連絡先 / 携帯番号			
※ご担当者様直通若しくは部署直通のお電話番号をご記入下さい。 当日保留などすぐ連絡が取りたいときに使用させていただきます。			
連絡用メールアドレス			
FAX番号			
オークションで出品されますか？		出品する / 出品しない	
オークションで仕入れられますか？		仕入れをする / 仕入れをしない	
他の市場に参加されていますでしょうか？		参加している () 参加していない	
その他何かご要望がありましたらご記入ください。			
下記必要書類を添付して事務局へお送りいただきたくかご持参下さいください			
※ 入会参加申込書(この用紙)、暴力団誓約書、取引参加者契約書、利用の申し合わせ事項			
※ 古物商許可証のコピー (行商記載があるもの)			
※ 法人の場合は登記簿謄本 (原本) のご提出をお願いします (2か月以内に限る)			
※ 個人情報の利用承諾のお願い			
※ 個人事業主様のみ・顔写真付き本人確認身分証明書 (運転免許証・住基カード・パスポート) のコピー			

個人情報を含むご登録情報の取り扱いについて

年 月 日

会社名/商号/名前

住所

代表者名/氏名

印

個人情報を含むご登録情報の利用について以下の通り同意致します。

1 登録情報ご登録情報の利用目的の利用目的

リサイクルアイオークションはお客様のご登録を次の利用目的達成に必要な範囲で利用します。

- ① リサイクルアイオークション運営の為
- ② 古物営業法の定めにより、古物市場での取引記録の為
- ③ 同種の物品の査定において参考にさせて頂く為
- ④ ご登録情報の属性などを集計させて頂き精査する為
- ⑤ イベントやセールなどに関する案内が出来る様にする為

2 ご登録情報の取り扱い委託

リサイクルアイオークションは利用目的達成に必要な範囲内で情報処理会社や
運送業者等にご登録して頂いた情報の取り扱いの委託をする場合があります。

委託するにあたっては、委託先に対して個人情報の機密保持契約を凍結するなど
適切な監督を行います。

【事務局】

リサイクルアイ 奈良県桜井市浅古1135 電話0744-46-5560
株式会社 JEC 大阪市城東区関目5-15-31 電話06-6786-6660

メールアドレス recycleeye@gmail.com

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
- 私(個人の場合)
- 当団体(団体の場合) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。

また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 オークションに参加できない要件
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 市場運営若しくは契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて支担官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

年 月 日

住所(又は所在地)

会社名及び代表者名

取引参加者契約書

年 月 日

リサイクルアイオークション 殿

会員 商号又は名称

代表者名（自署）

印

会員は、リサイクルアイオークション（以下「貴所」という。）の

- 1 貴所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある規約、その他の規則（以下「規則」という。）に従うこと、並びに規則及び取引の信義則を遵守すること。
- 2 規則に基づいて貴所が行う、会員の取引資格の取消し、古物の売買停止等（不正取次ぎによるものを除く。）若しくは会員即時剥奪その他の処分、処置及び措置に従うこと。
- 3 会員が取引資格を喪失する場合は、その喪失について会員が一切の責任を負い、貴所、他の取引参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけること。
- 4 貴所から何らかの処分等について書面通知された場合で、会員が所定の期日（通知到着後48時間）までに異議の申出をしないときは、その処分に同意したものとすること。
- 5 貴所が別途指定するものを除き、貴所からの会社に対する諸通知（授受する書類を含む。）については日本語で作成したものを国内代表者宛に行うものとし、会社からの貴所に対する諸通知（授受する書類を含む。）については日本語で作成したものを国内代表者から送達するものとすること。
- 6 会員と貴所との間の諸通知（授受する書類を含む。）における金額の表示については、日本円で表示したものにより行うこと。
- 7 この契約及び規則は、日本国の法律により支配され、解釈されるものとすること。
- 8 会員と貴所との間の一切の訴訟については、奈良県内の裁判所及び大阪地方裁判所をその管轄裁判所とすること。

利用の申し合わせ事項

売主の責務

- (1) 商品の真贋及び欠損等について明確にする。
- (2) 出品物の搬入日時については、当オークションの指示に従うものとする。
- (3) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、売り商品の確認をする。
- (4) 売買成立後に公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき商品の調査・返還要求が発生した場合はその指示に従うものとし、売買代金の返還を請求できる事とする。

買主の責務

- (1) 商品の真贋及び欠損等について確認する。
- (2) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、買い商品の確認、即時支払いを行い、商品の確認を行う。
- (3) 売買成立後に公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき商品の調査・返還要求が発生した場合、事務局は買主の承認なしに情報を提供する事ができる。
- (4) 山売り（単品でなく、数个等以上にまとめた物）に関しては、買主の自己責任において落札する事とし、商品の返品処理等は事務局及び会場へは原則出来ないものとする。

年 月 日

リサイクルアイオークション 殿

商号又は名称

代表者名

印

別紙②